

(介護予防)居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業の目的

えとう内科病院(以下、「当院」という)は、通院困難な要介護状態(介護予防居宅療養管理指導にあっては要支援状態)にある者(以下、「要介護者等」という)の自宅を訪問して、適正な療養上の管理及び指導を行うことを目的とする。

2. 当院の概要

(1) 名称等

事業主体	医療法人 社団 親和会
事業所の名称	えとう内科病院
所在地	大分市大字中判田1428番地の1
管理者の氏名	院長 松永 研一
電話・FAX	電話 097-597-6150 FAX 097-597-6156
事業所指定番号	4410115531
通常のサービス提供地域	大分市

(2) 営業時間

営業日	土曜日午後、日曜日及び祝日と 年末年始(12/30~1/3)、盆(8/13~8/15)を除く日
営業時間 (月)~(金) (土)	午前8時30分~午後5時30分 午前8時30分~午後12時30分

(3) 職員体制

職 名	常勤	非常勤	合計
管理者(院長) ※医師と兼務	1名		1名
医師	1名以上		1名以上

3. 申し込みからサービス開始までの流れ

(1) 相談窓口又は申し込み窓口(以下の機関や専門職の方にご相談ください)

えとう内科病院

介護支援専門員又は地域包括支援センター

医師や看護師、ソーシャルワーカー

役所、保健所など

(2) サービスの説明

重要事項説明書の提示とご説明をします

(3) 契約

(介護予防)居宅療養管理指導契約書をご説明の上、契約書を

取り交わします。

(4) サービスの開始

介護支援専門員、関係機関(介護保険施設、役所、保健所、サービス事業所など)との

連携を始めます。(ご利用者の個人情報、ご利用者やご家族の同意を得ない限り

用いません)

4. サービスの内容

- ① 居宅訪問及び計画的・継続的な医学的管理
- ② 居宅介護支援事業者への情報提供
- ③ 居宅サービス事業者への情報提供
- ④ 居宅サービス利用上の留意点、介護方法等についての指導及び助言

5. 利用料について

※R6.6.1介護報酬改定後の料金

医師が行う居宅療養管理指導(介護保険利用料の1割で記載)		※1月に2回を限度として
合	・単一建物居住者(1人)に対して行う場合(1回あたり)	515円
	・単一建物居住者(2~9人)に対して行う場合(1回あたり)	487円
	・単一建物居住者(10人以上)に対して行う場合(1回あたり)	446円
	・「在宅時医学総合管理料」または「施設入居時等医学総合管理料」を算定している場合 単一建物居住者(1人)に対して行う場合(1回あたり)	299円
	・上記を単一建物居住者(2~9人)に対して行う場合に対して行う場合(1回あたり)	287円
	・上記を単一建物居住者(10人以上)に対して行う場合に対して行う場合(1回あたり)	260円
	そ の 他 項 目	

交通費	原則無料
その他	必要な場合は、その都度協議

※ 利用者負担金は請求書にもとづき、毎月月初めの訪問日に一括して現金にてお支払いいただきますようお願い致します。

6. 利用上の留意事項

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。

- ① 保険証や医療受給者証等の確認をさせていただきます。
これらの書類についての内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さい。
- ② サービスの利用を中止する場合、又は利用予定日時の変更等を希望される場合は、速やかに下記までご連絡下さい。
連絡先 えとう内科病院 TEL 097-597-6150
- ③ 訪問医師は、年金の管理・金銭の賃借などの金銭の取り扱いは、いたしかねますので、ご了承下さい。
- ④ 訪問医師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

7. 事故発生時の対応

- ① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者を担当している居宅介護支援事業者等に対して、連絡を致します。
- ② 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当事業所の規定により速やかに損害賠償を行いません。
- ③ 発生した事故の原因を解明し再発防止を防ぐ為の対策を講じます。

8. 苦情の対応

利用者は提供されるサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員又は地域包括支援センターの職員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

えとう内科病院	097-597-6150
大分市長寿福祉課	097-534-6111
大分県国民健康保険団体連合会	097-534-8470

重要事項説明に関する同意書

令和 年 月 日

<えとう内科病院>

当院は、利用者に対する居宅療養管理指導の提供開始にあたり、ご利用者にサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業所名称	えとう内科病院
事業所住所	大分市大字中判田1428番地の1
説明者	印

<ご利用者>

私は、サービス内容及び重要事項について文書に基づいて、えとう内科病院から説明を受けました。

【ご本人】

氏 名 印

住 所

【代理人の場合】

氏 名 印（続柄 ）

住 所